

(別表1)

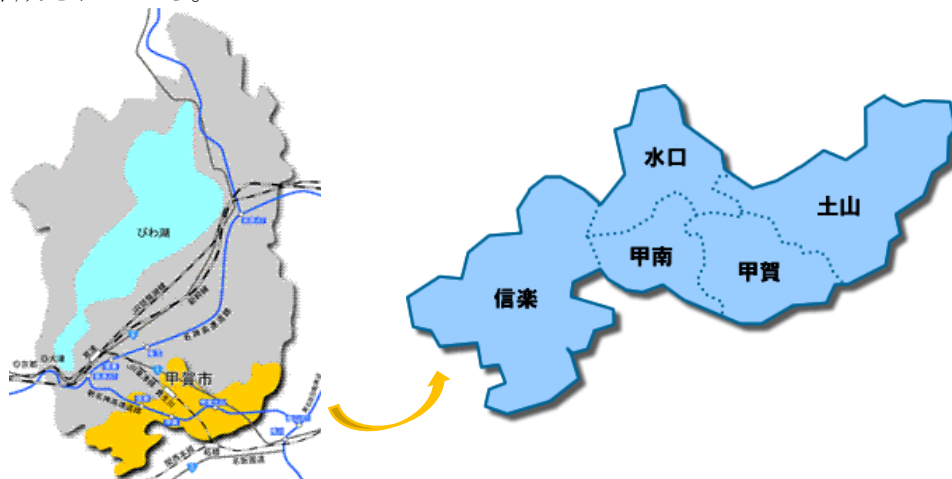
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

甲賀市は面積が481km²と広大であり、地域別（水口、土山、甲賀、甲南、信楽）にハザードマップが作成されている。



(浸水、内水はん濫、洪水：甲賀市防災マップ)

【水口地域】

野洲川、杣川、思川流域において、浸水が予測されている。市街地では、水口の中心市街地において0.5m未満の浸水が予想されているほか、宇川の杣川沿いの中小企業が集積している工業地域において、2.0～5.0mの浸水が予想されている。

【土山地域】

野洲川、田村川流域において、浸水が予測されている。市街地では、国道1号や旧東海道沿線で0.5～1.0m未満の浸水が予測される地域が散見される。

【甲賀地域】

杣川、佐治川、大原川、櫛野川等の流域において、浸水が予測されている。市街地では、杣川沿いの大原市場、大原中等の中心市街地において、0.5m未満の浸水が予測されている。

【甲南地域】

杣川、杉谷川、浅野川、佐治川等の流域において、浸水が予測されている。市街地では、杣川沿いの竜法師、野尻、深川、深川市場の近隣商業地域等において0.5m～2.0m未満の浸水があると予測されている。

【信楽地域】

大戸川、信楽川等の流域において、浸水が予測されている。市街地では、大戸川沿いの長野の中心市街地において、2.0m～5.0mの浸水があると予測されており、局所的には5.0m以上の浸水が予測されている箇所もある。

(土砂災害：甲賀市防災マップ)

滋賀県が土砂災害防止法に基づき計画的に基礎調査を実施し、土砂災害が発生するおそれがある

ある区域を「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」、建物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」として指定している。

【水口地域】

山間地域と市街地の古城山付近の一部で土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている。

【土山地域】

山間地域で土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている。市街地では、北土山の中心市街地付近において土砂災害警戒区域に指定されている。

【甲賀地域】

山間地域で土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている。

【甲南地域】

山間地域で土砂災害警戒区域が指定されている。市街地では深川の甲南駅北側斜面の一部において土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている。

【信楽地域】

地域全体において土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている。

（地震：甲賀市防災マップ）

日本における活断層は2,000ともいわれており、本市においても活断層が分布しており、鈴鹿西縁断層帯では、M7.6程度の地震が発生すると推定されている。今後30年以内の地震発生確率は、1%以下となっている。また、木津川断層帯では M7.3程度であり、想定される被害は最も大きくなっている。

南海トラフ地震については、M8～M9相当と推定されており、今後30年以内の発生確率が80%と非常に高い確率で発生すると予測されている。

（感染症）

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

（その他）

当市では、野洲川流域や大戸川流域等の主要河川において、これまでも数々の水害に見舞われてきたが、特に近年では、平成25年台風18号において、大雨、洪水、土砂災害等、市内の広範囲に渡り多大な被害が発生した。この台風による市内の住家被害は250棟にのぼり、市管理道路160路線において法面崩壊等が発生した。更に、信楽高原鐵道の杣川橋梁が落橋するなどの深刻な被害も発生した。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 3,519者
- ・ 小規模事業者数 2,808者

【内訳】

(令和6年4月商工会実態調査)

業種		商工業者数	会員事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	415	411	市内に広く分散している。
	製造業	699	373	信楽地域に窯業、甲賀地域に医薬品製造業事業者が集積している。その他製造業については市内に広く分散している。
	卸・小売業	1,001	402	水口地域に商業集積が顕著である。
	飲食・宿泊業	337	140	市内に広く分散している。
	サービス業	823	330	市内に広く分散している。
	その他	244	114	
	合計	3,519	1,770	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・ 防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 防災士の育成
- ・ 多言語による情報発信

2) 当会の取組

- ・ 中小企業事業継続計画（BCP）策定に関する国・県の施策の周知
- ・ 事業継続力強化計画認定申請支援
- ・ 商工会のビジネス総合保険（事業活動包括保険）等の取扱い

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・ 市内小規模事業者に対し災害リスクを認識してもらうと共に、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP即時に取組可能な簡易的なものを含むの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成28年9月に「甲賀市商工会危機管理マニュアル」を作成、(別添)。
- ・当市が作成する「甲賀市地域防災計画」との整合を図り、適宜見直しを図る。

3) 関係団体等との連携

- ・滋賀県が包括的連携協定を締結している東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・事業継続力強化支援事業評価委員会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度 5 弱の地震、または大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、いずれか 1 以上の警報が発表され、市内に影響を受ける可能性が高いとき）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜2. 発災後の対策＞

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で市内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。
（商工会災害システムや SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、甲賀市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 甲賀市商工会危機管理マニュアルで想定する危機のランクの A 及び B に該当する事態が発生したときに、以下の対応を取る。

危機の ランク	危機の内容
A	＜事務局機能が不能になると想定される＞ ■ 震度 5 強以上の地震が発生、または発生する恐れがある時 ■ 大規模火災が発生した時 ■ 台風を原因とする災害が発生、または発生する恐れがある時 ■ 大雨による災害が発生、または発生する恐れがある時 ■ その他、甚大な被害が発生、または発生する恐れがある時 ■ 新型インフルエンザ等が発生、または発生する恐れがある時 ■ 域内に気象等に関する特別警報が発表された時 ※数十年に一度の大雨・暴風・大雪等が予想される場合に発表される特別警報 ■ 域内に内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」に示される（次葉表①参照）警戒レベル 4～5 相当の災害が発生または想定される時
B	＜事務局機能の大幅低下が想定される＞ ■ 震度 5 弱の地震が発生した時 ■ 洪水・噴火・火災が発生、または発生する恐れがある時 ■ その他、域内に被害が発生、または発生する恐れがある時 ■ 域内に内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」に示される警戒レベル 3 相当の災害が発生または想定される時

【表①】防災気象情報と避難勧告等に関するガイドラインの警戒レベル

防災気象情報	警戒レベル
氾濫発生情報、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害） 【危険度分布：災害切迫（黒）】	警戒レベル5相当
氾濫危険情報、内水氾濫危険情報（水位周知下水道において発表される情報）、 土砂災害警戒情報 【危険度分布：危険（紫）】	警戒レベル4相当
氾濫警戒情報、洪水警報、大雨警報（土砂災害） 【危険度分布：警戒（赤）】	警戒レベル3相当
氾濫注意情報、洪水注意報、大雨注意報等 【危険度分布：注意（黄）】	警戒レベル2相当
【危険度分布：今後の情報等に留意（白）】	警戒レベル1相当

①A・Bランクの危機発生時の初期対応

優先業務とすべき事項	商工会職員の対応	
・ 安否確認システムの発動（商工会災害システム）し、職員の安否を即座に確認） ・ 非常時連絡網による連絡（安否確認システムと同時に実施） ・ 連絡手段の確保（使用可能な機器を確認し、全国連に連絡） ・ 危機対策本部の設置（正副会長と連絡をとり、原則事務局責任者は参集。但し、通勤不能な場合や二次災害の危険性がある場合を除く） ・ ライフラインの確認 ・ 優先業務以外の業務を縮小 ・ 事務所の被害確認（使用可否を見極め、避難する場合は全国連に連絡）、帰宅困難職員への対応	《勤務中》	《勤務外(通勤中含む)》
	■自動車乗用中：路肩に駐車後、キーをつけたままにし、避難場所へ避難（連絡ができるようであれば上司へ報告） ■公共交通機関乗車中：停車後、避難場所へ避難（連絡ができる場合は上司へ報告） ■安否確認システムへ必ず返信及び家族の安否確認 ■事務所等からの一時避難を実施（連絡手段や連絡できる余裕があれば全国連に連絡） ■地域の災害対策活動に参加（避難所への誘導や声掛け） ■V級職員以外の帰宅を実施 ※自分の身の安全を第一に考え、安全が確保できたら商工会職員として優先すべき業務に従事。	■自動車乗用中：路肩に駐車後、キーをつけたままにし、避難場所へ避難 ■公共交通機関乗車中：停車後、避難場所へ避難 ■安否確認システムへ必ず返信 ■家族の安全確保（安否が確認できたら上司へ報告） ■原則事務局責任者は参集（参集可能な距離に住む職員も参集） ■地域の災害対策活動に参加（避難所への誘導や声掛け） ※自分の身の安全を第一に考え、安全が確保できたら商工会職員として優先すべき業務に従事。

- ・事務所の被害が軽微であれば、域内の救援・復旧活動支援に従事

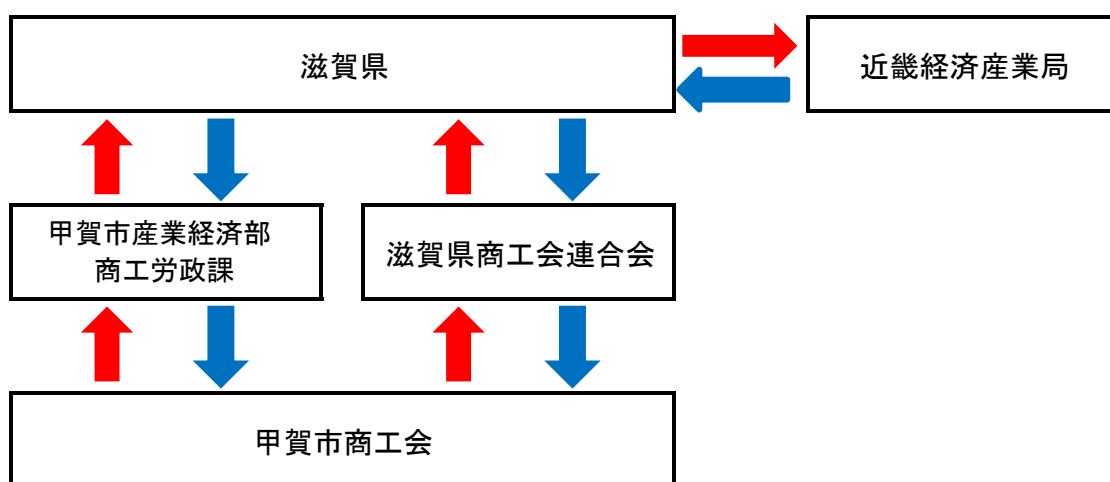
②当会と当市の情報共有頻度

- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～6日後まで (発災後の1週間)	1日に2回共有する
2週間～3週間	1日に1回共有する
4週間～1ヶ月	1週間に1回共有する (ただし必要が生じた場合は適宜報告する)
発災後1ヶ月以降	毎月1回共有する (ただし必要が生じた場合は適宜報告する)

＜３．発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・ 自然災害等発生時に、市内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当会または当市より県へ報告する。



＜４．応急対策時の市内小規模事業者に対する支援＞

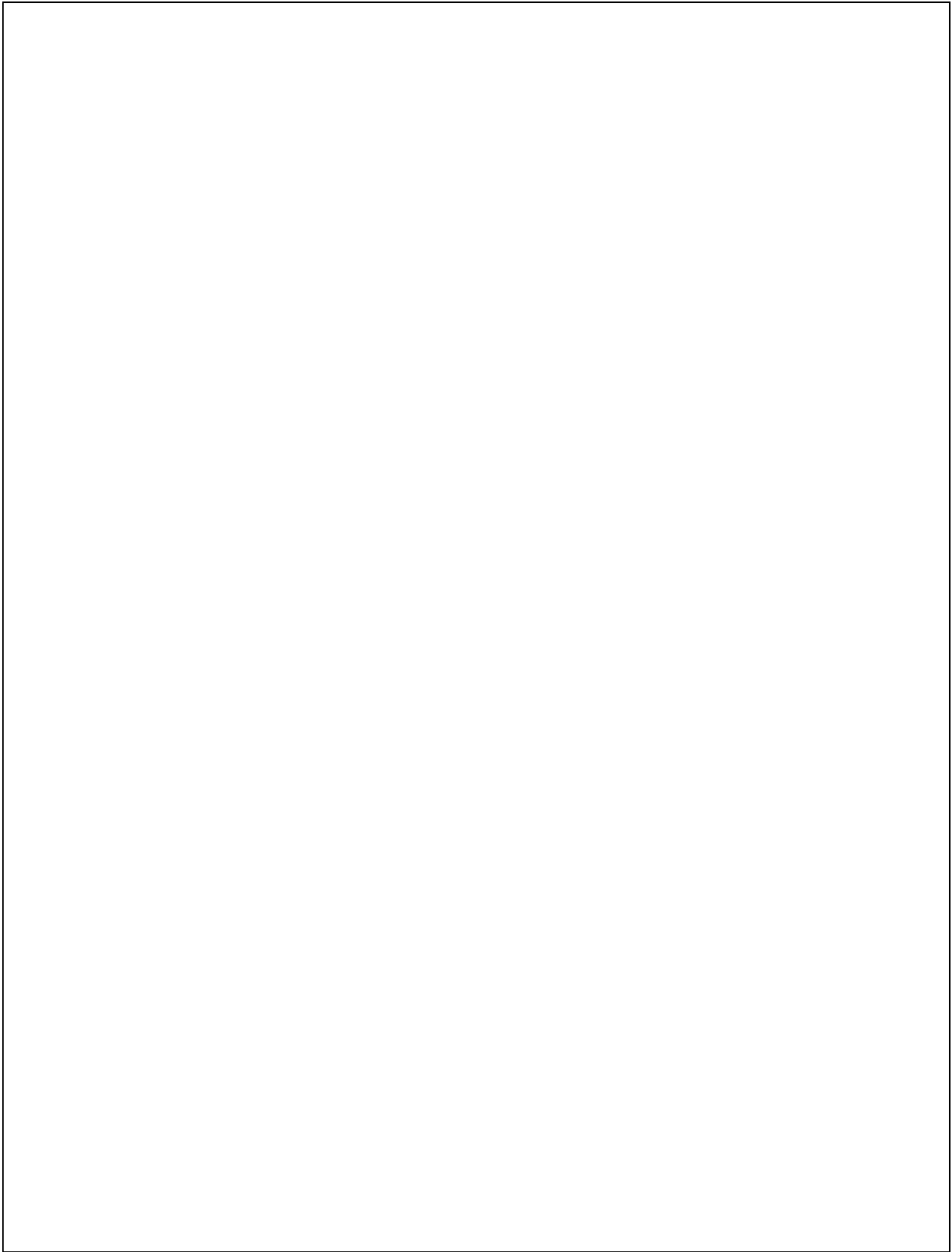
- ・ 相談窓口の開設方法について、甲賀市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 市内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や滋賀県、甲賀市等の施策）について、市内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を滋賀県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

＜５．市内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・ 滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。



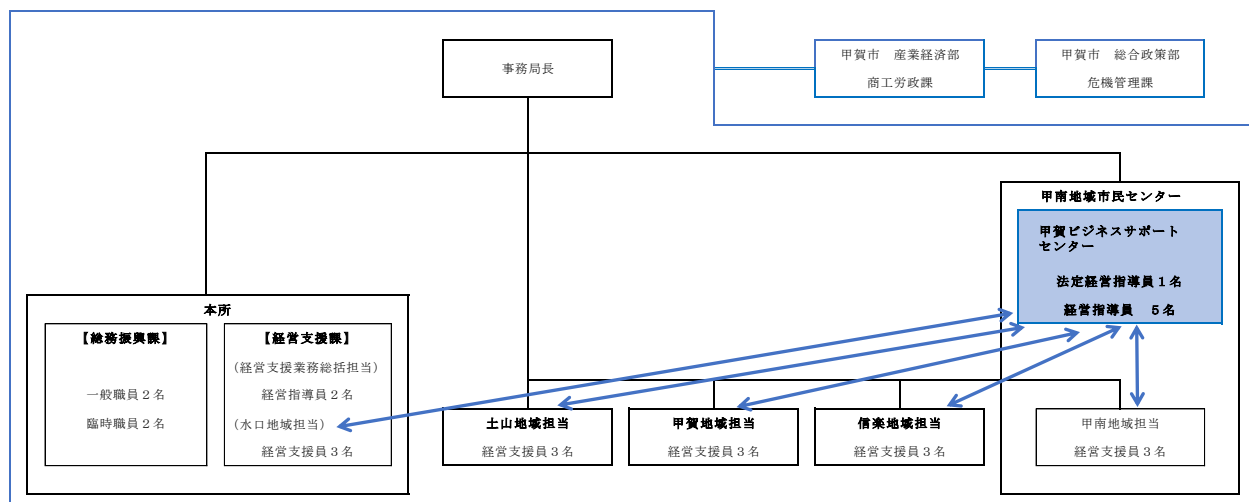
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 玉置 宏至(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先

①商工会/商工会議所

甲賀市商工会 甲賀ビジネスサポートセンター
〒528-3308 滋賀県甲賀市甲南町野田 810 番地
TEL: 0748-78-0770/FAX: 0748-86-5818
E-mail: kokasci@shigasci.net

②関係市町

甲賀市 産業経済部 商工労政課
〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地
TEL: 0748-69-2188/FAX: 0748-63-4087
E-mail: koka10351000@city.koka.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・専門家派遣費	0	0	0	0	0
・協議会運営費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・パンフ、チラシ作製費	300	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、甲賀市補助金、滋賀県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	